

安倍改憲

自衛隊明記の危険

安倍首相は、「9条1項、2項を残しつつ、明文で自衛隊を書き込む」との9条改憲案を提示し、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と期限まで区切りました(5月30日)。「読売」インタビュ、改憲派集会へのビデオメッセージ。その後も矢継ぎ早に、改憲スケジュールや議論の進行ペースを速め、東京都議選(2日投票)で大惨敗の審判を受けても、秋の臨時国会に改憲案を提出する方針は「変わっていない」と断言しています。自衛隊を憲法に明記する安倍9条改憲の危険について考えます。

自民党憲法改正推進本部と発言しました。が6月12日に開いた会合の冒頭、保岡興治本部長・衆院議員はあいさつで「われわれは改憲の一つの大きな項目として、9条の政府解釈を1ミリも動かさないで自衛隊を明確に位置づけたい」

政府解釈「1ミリも動かさない」?



明記しても9条の解釈は読み取れます。「変わらない」とは言っています。「変化の可能性はあるが「動かさない」という姿勢を示したものと

9条改憲提案の1週間後の参院予算委員会(5月9

憲法の性格根本的に変化

日)で安倍首相は、日本共産党の小池晃書記局長の質問に対し「1項、2項を残すという点でありますから、当然今まで受けている憲法上の制約は受けるわけです」と述べています。

「今まで受けている憲法上の制約」とは何か。自衛隊は「戦力」ではなく「自衛のための必要最小限度の実力」であり、「専守防衛」に徹し、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連の集団安全保障活動への参加、海外での武力行使は、憲法上許されないというものです。その装備面への反映として、戦略爆撃機や航空母艦など、攻撃的兵器は保有しないとされてきました。

「軍事価値」承認 憲法上、自衛隊の活動範囲が変わるかどうかを考え

2項の「戦力不保持」規定は世界でも類いまれな「武力なき平和」の理念を掲げたもので、軍事的価値を一切認めないものです。これに対し、自衛隊を憲法に書き込めば、「武力による平和(自衛)」の理念に大きく転換します。軍事的価値が憲法によって承認され、自衛隊の存在は全く異なる「重み」をもつからです。軍事による人権制約の可能性も公然化し、秘密保護法などへの憲法上の根拠がもたらされます。

自衛隊の憲法明記は、9条破壊の宣言そのものにほかなりません。(つづ)